

南丹市工事情報共有システムの試行要領

1. 趣旨

本要領は、南丹市が発注する工事（営繕工事を除く）において、ASP方式の工事情報共有システムの利用により、更なる受発注者間の事務効率化及び書類の簡素化を図るため、工事情報共有システムの試行に必要な事項を定めたものである。

2. 対象工事

原則、営繕工事を除く全ての工事を対象とする。

3. システム利用の対象とする書類

情報共有システムのワークフロー機能の利用は、特記仕様書における「土木工事書類一覧表」に定める書類を対象とする。

4. 使用するシステム

国土交通省が公表する最新の「情報共有システム提供者における機能要件対応状況」に記載されているシステムのうち、必須機能全てに対応したシステム提供者の中から受注者が選択する。

ただし、「コリンズデータインポート機能」、「帳票スケジュールデータ連携機能」、「3次元データ等表示機能」は必須機能として扱わないものとする。

また、必須機能について部分的な実装がされているシステムを使用する場合は、当該工事に支障を及ぼさないことを受注者から事前に説明し、監督職員の承諾を得ることとする。

なお、システム利用登録や利用料支払い等の手続きは、受注者とシステム提供者が直接行うこととする。

5. システム利用料

工事情報共有システムの利用に関する費用（登録料及び利用料等）は、工事費の共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれている。

6. 工事成績評定での加点

工事情報共有システムを利用した工事については、工事成績評定の創意工夫において、1点加点する。

7. 対象工事である旨等の明示

工事情報共有システムの試行対象工事である旨は、特記仕様書において明記する。
(別紙参照)

附則

この要領は、令和6年10月1日から適用する。

(特記仕様書記載例)

(工事情報共有システムの利用)

受注者がASP方式の工事情報共有システムの利用を希望し、発注者が承諾した場合は、システムを利用することができる。

- (1) システム利用の対象とする書類は、別添「土木工事書類一覧表」に定める書類を対象とする。
- (2) 使用するシステムは、国土交通省が公表する最新の「情報共有システム提供者における機能要件対応状況」に記載されているシステムのうち、必須機能全てに対応したシステム提供者の中から受注者が選択する。
- (3) システム利用に係る一切の費用は共通仮設費率計上分に含まれており、システム利用登録や利用料支払い等の手続きは、受注者とシステム提供者が直接行うこととする。
- (4) 工事情報共有システムを利用した工事については、工事成績評定の創意工夫において、1点加点する。